

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
企業債利息	研究雜費	旅費	図書費	謝金	研究材料費	雜費	交際費	諸会費	委託料	通信運搬費	賃借料	保険料	修繕費	印刷製本費	食糧費	燃料費	光熱水費	消耗備品費	消耗品費
						三千万円以上			三千万円以上		三千万円以上								
	千万円以上		千万円以上		千万円以上	千万円以上	十万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上		千万円以上		十万円以上			千万円以上	
	千万円未満	全額	千万円未満	全額	千万円未満	千万円未満	十万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満		千万円未満		十万円未満			千万円未満	

11	無形固定資産購入費			
12	企業債償還金			
13	長期借入金償還金		五千万円以上	五千万円未満
14	短期借入金償還金			
三	固定負債（勘定科目）	/	/	/
1	退職給付引当金			全額
四	流動負債（勘定科目）	/	/	/
1	一時借入金	五億円を超えるもの	五億円以下	
2	賞与引当金			全額
3	法定福利費引当金			全額

備考

- 一 この表中の金額は、一件当たりの予定価額又は契約金額をいう。
- 二 支出負担行為の決裁後に、支出負担行為の変更又は取消しを行う場合には、取消しの場合及び変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額より減少することとなるときは当初の決裁権者が決裁するものとし、変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額を超えることとなるときはその金額に対応する決裁権者の決裁を受けなければならぬ。
- 三 支出負担行為の変更又は取消しに付随して生ずる返還、相殺等に関する事務の処理は、前号の規定による決裁権者の区分により、決裁をするものとする。
- 四 支出負担行為の事前決裁を要するものについての決裁区分については、この表を適用するものとする。

附則

この規程は、令和三年三月十二日から施行する。